

知的障害者の相談体験に基づく必要とする支援

—当事者7名へのインタビューを通して—

○ 大阪府立大学大学院博士後期課程 高橋 悦子 (8348)

三田 優子 (大阪府立大学・7194)

キーワード：知的障害者、相談支援、KJ法

1. 研究目的

障害者自立支援法施行（2006年）以来、障害児・者の地域生活支援の中核として相談支援の制度の整備が進み、その月別利用者数は2012年12月までに約11倍に増えた。しかし、その利用者の内訳（本人か家族か）は不明である。知的障害者の場合は、これまでの研究から家族等の相談や代弁が多いことと、その理由として本人との伝達や意思確認の困難さ等が指摘されている。さらに、多くはない知的障害当事者への調査・研究では、相談の必要性は述べられているものの、相談の利用実態に関する調査・研究はみられなかった。このことから、相談支援の制度を利用した知的障害当事者への調査を行い、利用者としての意見・評価や、必要とする相談支援のあり方を検討することを目的として本研究を行った。

2. 研究の視点および方法

研究方法としては半構造化・個人面接法を用いた。被面接者は、知的障害者7名（30代5：40代2、男4：女3、重度1：中度4：軽度2）である。調査は2011年4～11月に複数回、インタビューガイド（①基本属性4項目、②生活歴や現在の生活を問う8項目、③相談や支援の体験や意向を問う8項目）に基づき実施した。データの検討方法はKJ法を用い、川喜田晶子氏からスーパーバイズを受けた。

3. 倫理的配慮

大阪府立大学人間社会学研究科社会福祉学専攻の研究倫理審査会の承認を得て実施した。被面接者が知的障害者であるため、配付文書のフォントやルビの工夫や言葉や表現の具体化等の配慮をし、調査前後にわたり説明や確認・同意を複数回行う等の丁寧なやりとりや柔軟な対応に留意した。その上で、調査の同意、録音の同意、回答の自由、プライバシーの厳守や匿名性の保持、データ利用等について承諾を得た。

4. 研究結果

全体を通した結果は以下の6点である。①相談支援の利用は、家族や支援者等の周囲主導で始まり契約等も自分で行っていないこと、②最初は思いを伝えられなかったが、体験を重ね少しずつできるようになったこと、③全員が支援の依頼や内容を「自分で決めたい」と思っており、緊急時対応や金銭管理の希望が多いこと、④全員が体験に基づく「あるべ

き支援観」を持っていること、⑤自分の意見・要望を伝えようと試みているが、機会の少なさや支援側の対応の拙さ、支援者主導で対話が進むことで意向が反映されず、不満や不信を感じていること、⑥支援の有無や内容が周囲によって決められ、必要な支援がなされなかったり、望まない支援によって不利益を被るような状況が起こっていること、であった。

被面接者個別には、KJ法「状況把握ラウンド」を実施した。結果は以下の通りである。

- ・Aさん <背景>幼少時の入所から現在の一人暮らしまで、支援と切り離せない生活。
<支援観>支援者次第で左右される現実と直面し、支援者を自分で選ぶことの重要性や、自分の要望だけでなく考えが及ばない範囲への支援や生活全般への配慮も必要だ。
- ・Bさん <背景>当事者仲間との出会い・交流によって、親元から自立を実現した。
<支援観>当事者が自分でできることは自分で行う努力や、当事者の思いや考えを支援者に伝えることの重要性と、当事者の願いを実現へとつなげる支援が必要である。
- ・Cさん <背景>生活全般を母に委ねていることから将来への不安が高い。主張が苦手。
<支援観>相談支援によって将来の見通しがたった半面、相談しても通じない・わからない等の対話のミゾへの不満から、表出しない思いを引き出すような支援が必要だ。
- ・Dさん <背景>生活全般を母に任せているが、家族が後見人であるため不安感はない。
<支援観>相談支援によって得た仕事や当事者活動での充足から情報提供面での満足感の反面、個別対応の少なさや時間的余裕のなさなどの相談環境への不満感がある。
- ・Eさん <背景>複雑な家庭環境や虐待、職場での暴力被害を自分一人で克服した。
<支援観>過去の体験から公的機関や相談支援への不信感が存在し、当事者が積極的に働きかけ不満・不服を主張し、当事者発で良い支援へと改善することが重要である。
- ・Fさん <背景>以前は周囲の主導に従ってきたが今は「主張できる自分」に変化した。
<支援観>所属法人の「当事者と支援者の壁のない」対等な関係性に満足し、何でもオープンに話ができる環境や時間的な制限なくオンタイムで相談できることが必要だ。
- ・Gさん <背景>結婚後、義親主導で療育手帳を取得し相談支援(金銭管理)が始まった。
<支援観>意見をきかず人権侵害や緊急時対応等を放置・無視する現在の支援を不服とし、対話と理解を積み重ねるような丁寧な対応と意向にそった支援が必要である。

5. 考察

今回の面接を通して被面接者とのやりとりの難しさ、認識の曖昧さや捉え方の特有さ等の伝達の困難さが浮上したが、聴く・訊く側の工夫や対応によって返答や話の流れに変化がみられ、具体的には、被面接者の話したいことを聴くことから始め、返答を待つことや丁寧に確認すること、繰り返すことや言い換えること、具体的な体験を問うこと等の配慮したやりとりを重ねることであった。外部からの知的障害者像(西村 2009)にとらわれず、知的障害当事者の思いや意向、要望や評価を丁寧に聴き取り、それを実際の支援へ反映させていく方策が必要であり、時間や回数をかけて対応していく支援の重要性が示唆された。